

平成30年2月23日  
日本原子力発電株式会社

## 東海第二発電所の運転期間延長認可申請の補正について

当社は、平成29年11月24日に原子力規制委員会に行った東海第二発電所の運転期間延長認可申請※について、新規制基準への適合性確認審査の一環である工事計画認可申請の補正で追加した設備の仕様等を「劣化状況評価書」に反映し、本日、補正書として同委員会に提出しました。

※運転期間延長認可申請：原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

以 上